

各方式区分	休日確保の方式	現場閉所により休日確保を行う方式		技能者及び技能労働者が交替しながら休日確保を行う方式																													
	方式名称	完全週休2日（土日祝日閉所）	完全週休2日（土日閉所）	週休2日交替制																													
	発注方式	発注者指定型	発注者指定型	発注者指定型																													
各方式の実施概要	概要	対象期間において、全ての週で週単位の週休2日を実施		対象期間において、全ての週で技術者及び技能労働者が交替しながら週単位の週休2日を実施																													
	現場閉所の定義	巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場事務所が閉所された状態																															
	対象期間等	対象期間 ^{（注1）}	工期開始日から工事完成日のうち、非対象期間を除いた期間																														
		非対象期間	準備・後片付け期間、夏季休暇（3日間）、年末年始休暇（6日間）、工場製作のみの期間、工事事故等による不稼働期間、天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間。その他、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間		受注者の責によらず実施が困難な期間																												
休工対象日	「土曜日・日曜日・祝祭日」が基本（予め、これに代わる定休日を設定してもよい）	「土曜日・日曜日」が基本（予め、これに代わる定休日を設定してもよい）																															
完成時	工事成績評価 ^{（注3）}	加点	加点対象としない	加点対象としない	加点対象としない																												
		減点 ^{（注2）}	減点あり	減点あり	減点あり																												
積算「費用補正」	補正対象	労務費、市場単価、土木工事標準単価、共通仮設費（率）、現場管理費（率）		労務費、市場単価、土木工事標準単価、現場管理費（率）																													
	当初発注時	当初予定価格から週単位の週休2日達成を前提として費用補正を実施																															
	積算〔費用補正〕 精算変更時	全ての週で週単位の週休2日が達成された場合は、補正係数を変更しない 全ての週で週単位の週休2日が未達成となる場合は、月単位の4週8休以上（休日率28.5%以上）の補正係数に変更（減額変更） 月単位の4週8休以上（休日率28.5%以上）が未達成となる場合は、補正無しに減額変更 ※天候不良による休工日は休工日数に含める		左記と同様。下線部を以下と読み替える <u>現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合（以下「休日率」という。）が、28.5%（2日/7日）以上の水準</u>																													
補正係数	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>月単位の週休2日（4週8休以上）</th> <th>週単位の週休2日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>労務費</td> <td>1.02</td> <td>1.02</td> </tr> <tr> <td>機械経費(賃料)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>共通仮設費</td> <td>1.01</td> <td>1.02</td> </tr> <tr> <td>現場管理費</td> <td>1.02</td> <td>1.03</td> </tr> </tbody> </table>			月単位の週休2日（4週8休以上）	週単位の週休2日	労務費	1.02	1.02	機械経費(賃料)	—	—	共通仮設費	1.01	1.02	現場管理費	1.02	1.03	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>月単位の週休2日（4週8休以上）</th> <th>週単位の週休2日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>労務費</td> <td>1.02</td> <td>1.02</td> </tr> <tr> <td>機械経費(賃料)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>共通仮設費</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>現場管理費</td> <td>1.02</td> <td>1.03</td> </tr> </tbody> </table>		月単位の週休2日（4週8休以上）	週単位の週休2日	労務費	1.02	1.02	機械経費(賃料)	—	—	共通仮設費	—	—	現場管理費	1.02	1.03
	月単位の週休2日（4週8休以上）	週単位の週休2日																															
労務費	1.02	1.02																															
機械経費(賃料)	—	—																															
共通仮設費	1.01	1.02																															
現場管理費	1.02	1.03																															
	月単位の週休2日（4週8休以上）	週単位の週休2日																															
労務費	1.02	1.02																															
機械経費(賃料)	—	—																															
共通仮設費	—	—																															
現場管理費	1.02	1.03																															
※通期の週休2日（4週8休以上）は補正対象外																																	

注1：週休2日確保の積算への費用補正のみ、工事完了日を「精算変更の現場説明日」に読み替えて判断する。

注2：提出された工程表や施工計画書が週休2日の取得を前提にしていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合に限り、内容に応じて減点する。

注3：履行実績取組証の発行は行いません。

上記については概要を記載しているため、各方式の具体的な取り扱い各工事の「入札公告・入札説明書・追加特記仕様書」により確認ください。